

標識の設置について

- 1 二酸化炭素の貯蔵容器を設ける場所（ボンベ室等）や防護区画（二酸化炭素が放射される場所）の出入口には、図 1 と図 2（①「二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること」②「消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合はこの限りでないこと」を記した標識）を設けてください。

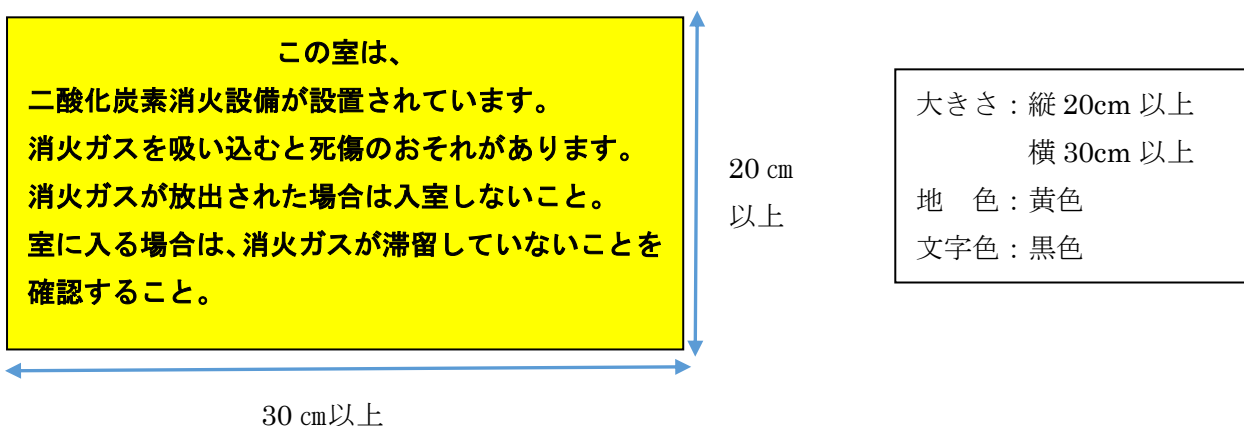
なお、既に図 2 と同様の標識を設置されている場合は図 1 のみを追加で設けてください。

- (1) ボンベ室や二酸化炭素が放射される場所の出入口の見やすい箇所

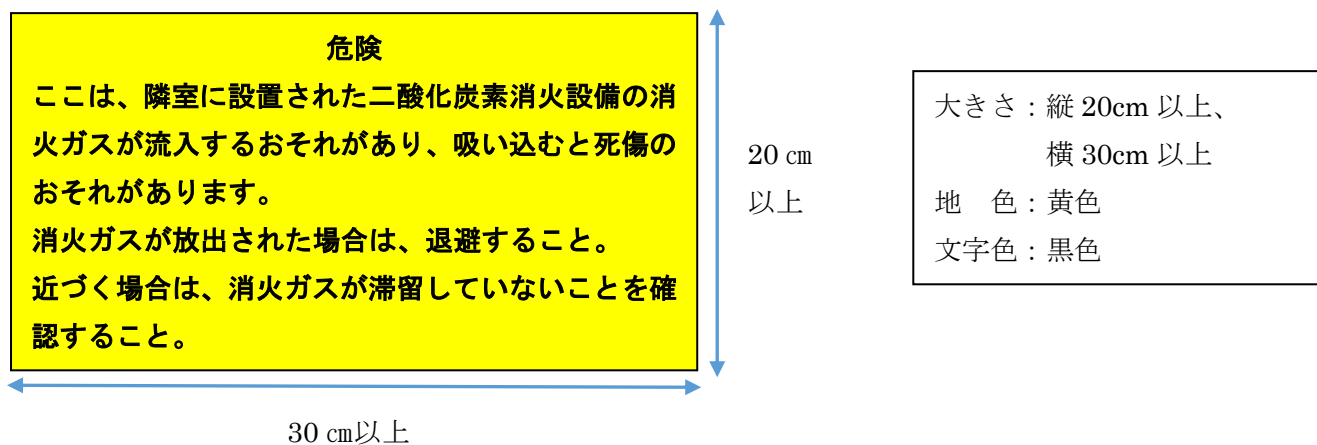
図 1



図 2



(2) 二酸化炭素が放射される場所に隣接する部屋等がある場合は、当該部屋の出入口の見やすい箇所に、上記図 1 と併せて次図の例により注意銘板を設けてください。



2 二酸化炭素が放射される場所内の見やすい位置に、上記図 1 と併せて次図の例により注意銘板を設けてください。

